五　法第六十二条第一項第四号に掲げる者にあっては、次に掲げる事項
　イ　第三号イ及びロに掲げる事項
　ロ　（略）
六　法第六十二条第一項第五号に掲げる者（第四号に該当する者を除く。）にあっては、同条第二項各号に該当しない旨
七　（略）

2　法第六十二条第一項第二号に掲げる者及び同項第五号に掲げる者のうち厚生年金保険の被保険者であるものが、個人型年金加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、前項の申出書にその旨についての当該事業主の証明書を添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあっては、当該証明書の添付を省略することができる。

（削る）

（第五号加入者の資格喪失）

第三十九条の二　法第六十二条第四項各号列記以外の部分及び同項第八号に規定する厚生労働省令で定める期間は、第五号加入者（個人型年金加入者であって、同条第一項第五号に掲げるものをいう。以下同じ。）が個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して三月とする。

（個人型年金運用指図者の申出）

第四十条　（略）

2　法第六十四条第二項の規定による申出は、連合会に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一　（略）
二　企業型年金加入者であった者にあっては、当該者が最後に加入していた企業型年金を実施する事業主の名称
　（削る）
　（削る）

（第二号加入者等の届出）

第四十五条　第二号加入者（個人型年金加入者であって、法第六十二条第一項第二号に掲げるものをいう。以下この条及び第五十七条において同じ。）及び第五号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものは、第三十九条第一項第四号ニ(1)から(6)までに掲げるいずれかの資格を取得したとき又は喪失したときは、個人型年金規約で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二　（略）
（削る）

六　法第六十二条第一項第四号に掲げる者にあっては、次に掲げる事項
　イ　第四号イ及びロに掲げる事項
　ロ　（略）

（新設）

七　（略）

2　法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、前項の申出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。

一　個人型年金加入者掛金の納付を申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、その旨についての当該事業主の証明書（申出者が自ら個人型年金加入者掛金を連合会に納付する場合にあっては、当該納付を当該事業主を介して行うことが困難である旨及びその理由を当該事業主が記載した書類）
二　国民年金法附則第三条の規定により読み替えられた同法第七条第一項第二号に規定する年齢以上の者にあっては、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないことを証する書類

（新設）

（個人型年金運用指図者の申出）

第四十条　（略）

2　法第六十四条第二項の規定による申出は、連合会に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一　（略）
二　企業型年金加入者であった者にあっては、次に掲げる事項
　イ　申出者が最後に加入していた企業型年金を実施する事業主の名称
　ロ　個人型年金加入者等であったことがある者であって、最後に個人型年金加入者等の資格を喪失した後に氏名を変更したものにあっては、変更前の氏名

（第二号加入者の届出）

第四十五条　第二号加入者（個人型年金加入者であって、法第六十二条第一項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）は、第三十九条第一項第五号ニ(1)から(6)までに掲げるいずれかの資格を取得したとき又は喪失したときは、個人型年金規約で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二　（略）
三　当該資格を取得し、又は喪失した年月日